

参考資料 (概要・データ等)

1 本市障がいスポーツ振興施策 の概要等

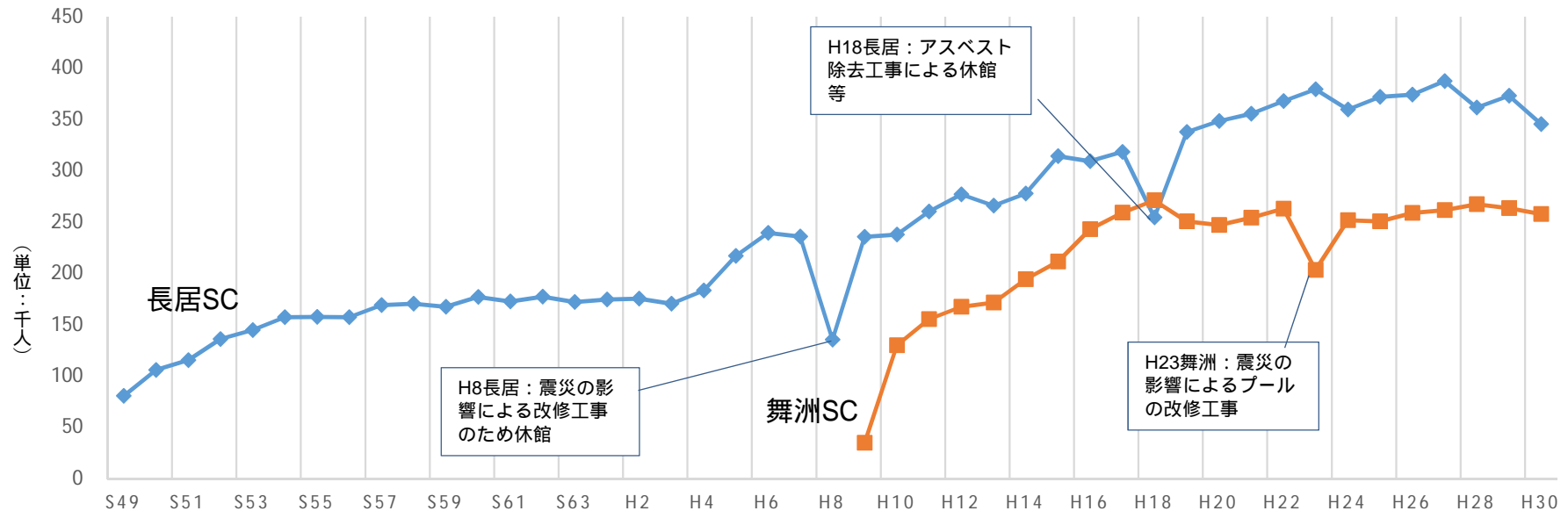
本市障がい者スポーツ振興施策

種別	方法	内容	参考資料
障がい者 スポーツ施設	指定管理	【指定管理施設】 ・長居障がい者スポーツセンター ・舞洲障がい者スポーツセンター（舞洲就労支援所含む）	施設パンフレット参照
		【指定管理業務】 ・施設総合管理 ・スポーツ教室事業 ・スポーツ・レクリエーション交流事業、文化交流事業 ・地域・障がい者スポーツ振興事業 ・スポーツクラブの育成と支援 ・障がい者団体主催事業への支援 ・障がい者のスポーツの振興を担う人材の育成 ・障がい者のスポーツに関する普及啓発 ・障がい者スポーツ指導員の養成 など （以下、舞洲SCのみ） ・宿泊・研修施設の運営 ・障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援 など	付属資料2参照
障がい者 スポーツ振興事業	委託	・市障がい者スポーツ大会の開催（近畿ブロック地区予選会含む） ・全国障害者スポーツ大会への派遣 ・障がい者スポーツ振興事業（スポーツミーティング等） ・障がい者スポーツ指導者養成事業 ・市障がい者スキー教室の開催 ・地域親善交流会の開催 など	
	その他	・国際親善女子車いすバスケットボール大阪大会の開催	
身体障がい者社会 参加促進事業	委託	・身体障がい者のスポーツ振興のための各種スポーツ大会等の開催 ・政令指定都市身体障がい者親善スポーツ大会への派遣	

障がい者スポーツ施設の概要

	長居障がい者スポーツセンター	舞洲障がい者スポーツセンター
開館	本館：昭和49年5月（築45年） 別館：昭和56年7月（築38年）	平成9年10月（築22年）
敷地・延床面積	13,273㎡・8,503㎡	18,120㎡・10,371㎡
主な施設	体育室、トレーニング室、プール、卓球室、ボウリング室、 屋外運動場、会議室・多目的室	アリーナ、トレーニング室、プール、卓球室、ボウ リング室、サブアリーナ、会議室・多目的室
年間延利用者数（H30）	34万5千人	25万7千人
開館からの累計	1,090万5千人	486万8千人
指定管理者	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 （指定管理期間：平成28年4月～令和3年3月）	

年間利用状況の推移



障がい者スポーツとは

- スポーツ基本法では、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養(かんよう)等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とされている
- スポーツ基本法の基本理念として、第2条第5項に「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と規定
- 障がい者スポーツについて、明確な定義は無いが、(公社)東京都障害者スポーツ協会の「東京における障害者スポーツ振興ビジョン」では、障害者スポーツの範囲を「スポーツ基本法等における『スポーツ』と基本は同じであり、障がいのある人がスポーツ基本法に掲げられているような目的を持って行う全ての身体活動を指し、健康づくり(リハビリを含む)のために行う運動や楽しむスポーツから、競技スポーツまで」と定義している
- 一方で、東京都の「東京都スポーツ推進総合計画」においては、障害者スポーツは、「障害のある人が楽しめるようにルールや用具を工夫して行われるものであるが、障害のない人も楽しむことができる、いわばユニバーサルなスポーツ」と定義している

「する」「みる」「ささえる」スポーツについて

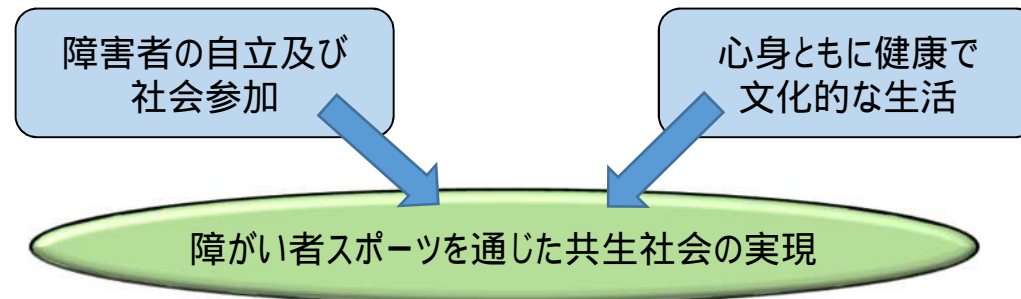
	内容	効果等
するスポーツ	野球やサッカーといった競技スポーツやランニング等の運動だけでなく、気晴らしの散歩等の体を動かすことなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の健康維持・増進 ・ 仲間づくり など
みるスポーツ	スタジアム等で直接観戦するだけでなく、テレビやインターネット配信等での観戦など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽しみや喜び、感動など ・ 入場料等の経済効果
ささえるスポーツ	スポーツ指導員やボランティア以外にも、応援やサポーター活動など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選手と同様の感動や興奮の享受

障がい者スポーツ普及促進の必要性

- 「障害者基本法」及び「スポーツ基本法」並びに関連する計画等において、地方自治体は、障がい者スポーツの振興施策を実施する必要がある。

【背景】

障がい者施策		スポーツ振興施策	
昭和45(1970)年	心身障害者対策基本法	平成23(2011)年	スポーツ基本法施行
平成5(1993)年	障害者基本法に改正	平成24(2012)年	スポーツ基本計画策定
		平成27(2015)年	スポーツ庁設置
		平成28(2016)年	地域における障害者スポーツの普及促進について(スポーツ庁)
		平成29(2017)年	第2期スポーツ基本計画策定
		同上	大阪市スポーツ振興計画策定
平成30(2018)年	障害者基本計画(第4次)策定【内閣府】		
同上	大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定		
		平成31(2019)年	障害者活躍推進プラン(障害者スポーツ活動推進プラン)策定【文部科学省】



地方公共団体の責務等

【障害者基本法】

- 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。（第25条）

【スポーツ基本法】

- スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない（第2条）
- スポーツ基本法の基本理念に基づき、スポーツに関する施策に関し、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施する責務を有する（第4条）
- スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする（第10条）
- スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材の養成等（第11条）
- スポーツ施設の整備、スポーツ施設への指導者等の配置等
- スポーツ施設を整備するに当たっては、障害者等の利便性の向上を図るよう努める（第12条）
- 住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努める（第22条）

国・大阪府・大阪市等のスポーツ計画

	国	大阪府	大阪市	(参考)東京都
計画名称	第2期スポーツ基本計画	第2次大阪府スポーツ推進計画	大阪市スポーツ振興計画	東京都スポーツ推進総合計画
計画期間	2017年～2021年の5年間	同左	同左	2018年～2024年の7年間
成果指標 (スポーツ実施率)	週1回以上65%程度 (障害者は40%程度) 週3回以上30%程度 (障害者は20%程度)	週1回以上50% (障がい者は記載なし)	週1回以上65% (障がい者は記載なし)	スポーツ実施率70% (障害者は40%)
その他障がい者 関連の目標等	共生社会の実現に向けて 障害者スポーツの振興等	府障がい者スポーツ大会 参加者数1,000人超	なし	スポーツを通じた共生社会 の実現

* 障害者のスポーツ実施率の現状：週1回以上19.2%、週3回以上9.3%（H27国の調査）

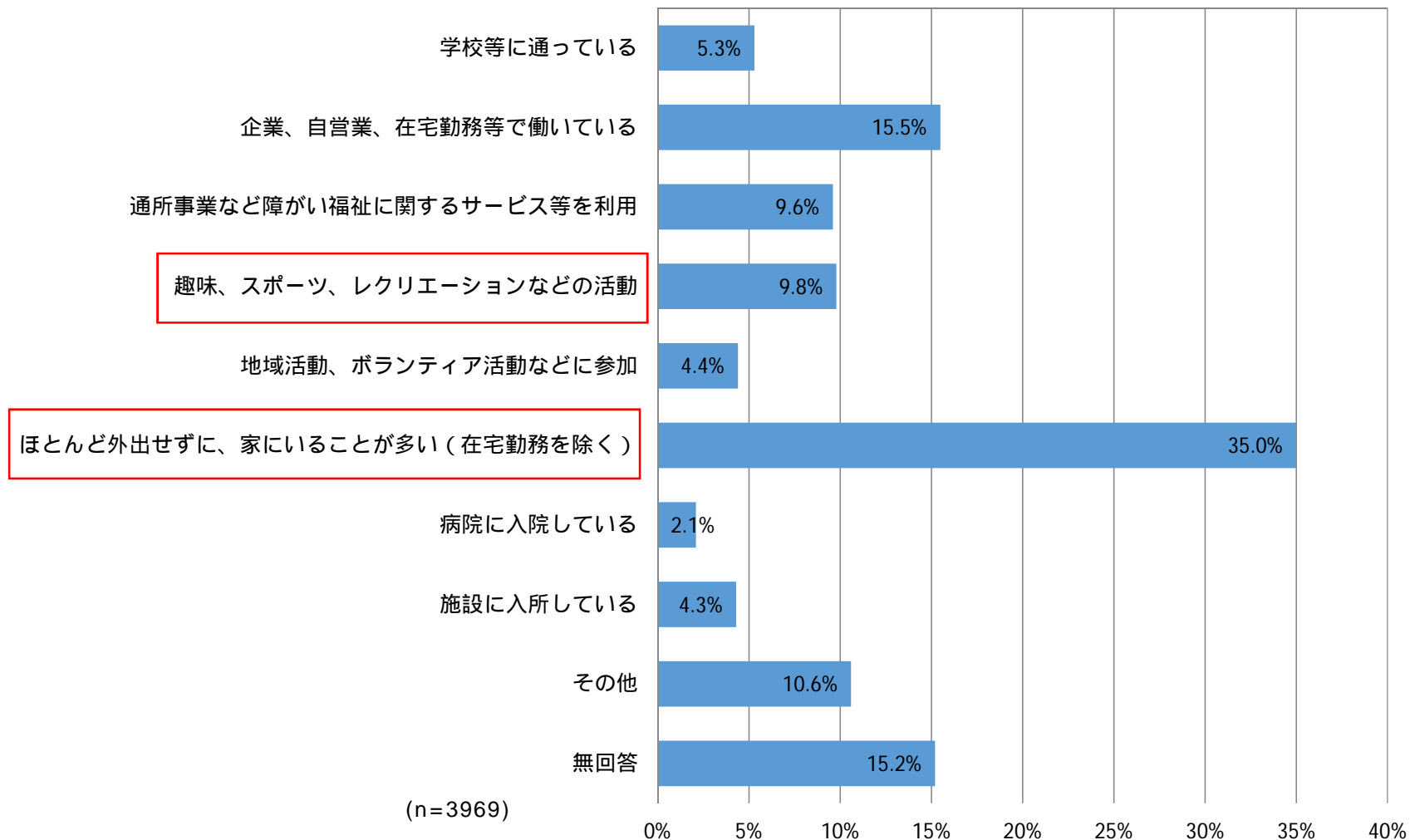
(参考) 国・他都市等の障がい者スポーツ計画等

- ・ (公財) 日本障がい者スポーツ協会：日本の障がい者スポーツの将来像 (ビジョン)
- ・ (公社) 東京都障害者スポーツ協会：障がい者スポーツ振興ビジョン (2017年～2026年の10年間)
- ・ 京都府：障がい者スポーツ振興アクションプラン (2016年～2021年の6年間)

2 参考データ

【参考 -1】平成28年度大阪市障がい者等基礎調査

日中の主な活動



【参考 -2】平成28年度大阪市障がい者等基礎調査

日中の主な活動（年齢別・障がい種別）

（単位：％）

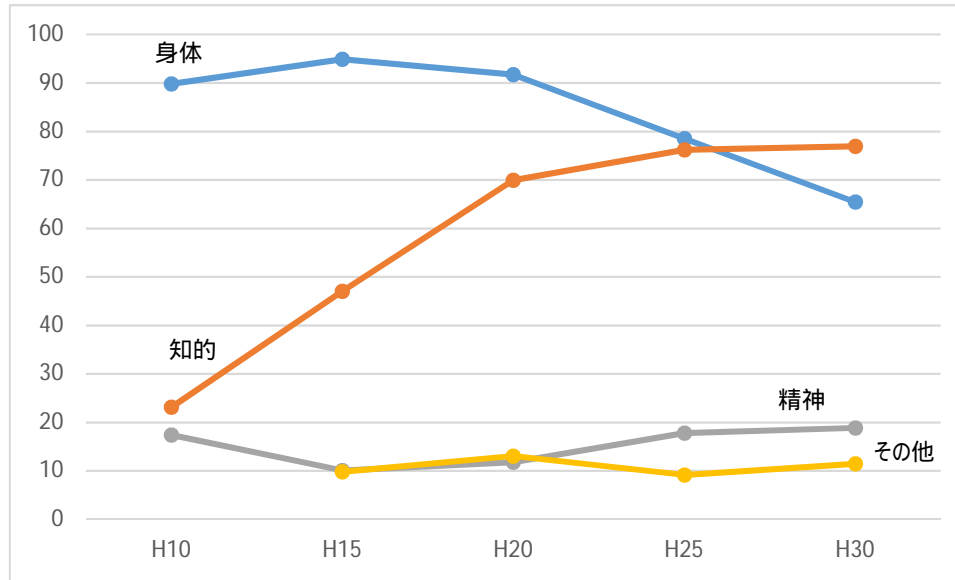
		る学校等に 通っている	い宅企 る勤業、 務、等自 等で営業、 働いて在	さい通 ―福所 ど祉事 スに業 等関な をすど 利用障 が	なレ趣 どク味 のリス、 活エスポ 動―ショ ン、	参テ地 加イ域 ア活動、 活動、 なポ どラ にン	をがにほ 除多、と くい家ん （にど 在い外 宅る出 勤こせ 務とず	る病 院に 入院 して い	る施 設に 入所 して い	そ の 他	無 回 答
全体		5.3	15.5	9.6	9.8	4.4	35.0	2.1	4.3	10.6	15.2
年齢別	0～17歳	91.1	0.2	8.2	2.0	0.4	2.8	0.3	0.2	0.9	3.0
	18～64歳	1.8	28.7	14.2	9.0	3.4	35.3	2.3	2.1	10.3	8.6
	65歳以上	0.4	6.9	6.3	11.1	5.4	37.6	2.2	6.2	11.6	21.3
障がいの種別	身体障がい	2.0	13.4	6.7	9.8	5.4	35.8	2.3	5.2	11.5	18.2
	知的障がい	32.2	13.1	27.2	6.1	1.5	12.5	2.0	2.1	3.8	9.8
	精神障がい	3.1	20.2	13.3	10.5	2.5	41.7	3.0	2.8	11.0	8.8
	発達障がい	48.4	13.8	17.9	6.4	2.7	16.6	0.8	0.5	4.0	6.1
	高次脳機能障がい	4.9	15.1	14.9	7.0	3.6	31.5	1.8	15.2	6.3	18.7
	難病	5.8	18.6	7.2	8.8	4.2	40.8	2.7	3.8	6.2	15.8

(n=3969)

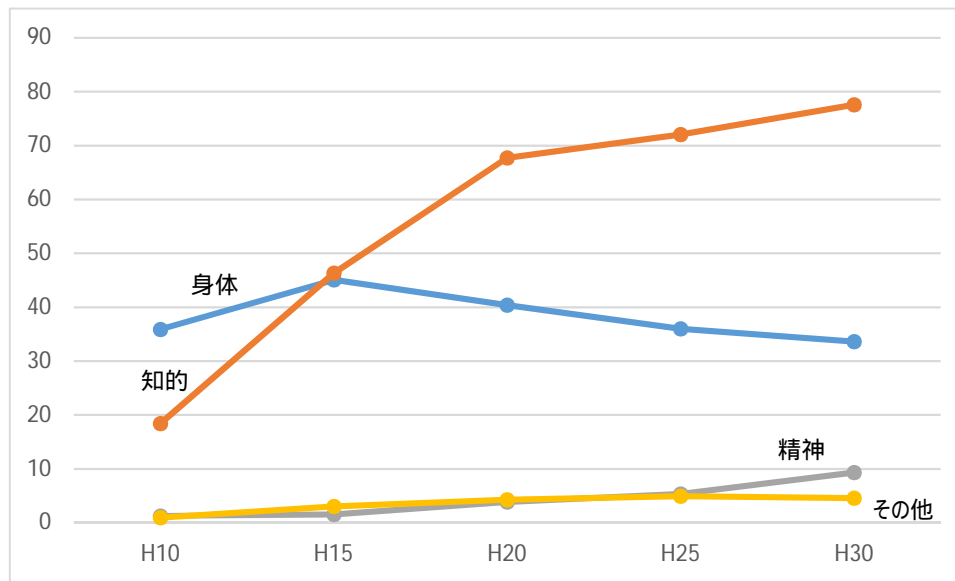
【参考2】長居・舞洲障がい者スポーツセンターの障がい種別の利用者推移
 (個人利用・延べ人数)

(単位)千人

長居SC



舞洲SC



(注)
 ・その他は内部障がいの利用者数
 ・平成10年度の長居は精神・その他の合算

【参考3】平成29年度大阪市各区スポーツセンター・プールにおける障がい者の利用状況

(単位：人)

	トレーニング室(20施設)		プール(27施設)		(参考)市人口	
一般	746,419	(87.0%)	2,383,738	(90.5%)	2,515,625	(92.7%)
障がい者	103,723	(12.1%)	214,649	(8.1%)	197,532	(7.3%)
介護者	8,198	(1.0%)	35,523	(1.3%)	-	-
計	858,340	(100.0%)	2,633,910	(100.0%)	2,713,157	(100.0%)

各施設の利用者数は延べ人数であり、市外利用者も含む
 市人口のうち、障がい者は、平成29年度末の身体・療育・精神障がい者手帳交付者数
 一般は、平成29年10月1日の推計人口から上記交付者数を差し引いた人数